

基礎研
レポート年金額の目減りは2024年度以降も
続くが2026年度には繰越の可能性
2023年度の年金額と2024年度以降の見通し (4)年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 本稿の問題意識：2024年度以降の年金額改定を展望する

6月15日は、2023年度で最初の公的年金（4～5月分）の支給日である。2023年度の年金額は、67歳以下は前年度比+2.2%増、68歳以上は+1.9%増と3年ぶりの増額となったが、同時に、3年ぶりにマクロ経済スライドによる調整（-0.6%）が発動されており、実質的には目減りとなっている。

そこで本稿では、別稿¹で確認した年金額改定のルール（図表1）が、2024年度分以降の改定でどのように機能するかを展望する。

図表1 別稿で確認した年金額の改定ルール（2021年度以降）

○年金額の改定率（全体像）

＝本来の改定率＋年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライドのスライド調整率）

※ただし、上記の計算結果がマイナスの場合にはマイナス部分を適用せずに繰り越し、本来の改定率がマイナスの場合には調整率をまったく適用せずにすべて繰り越す（67歳以下/68歳以上 ごと）。

○本来の改定率

・67歳になる年度まで

＝名目手取り賃金変動率

＝前年(暦年)の物価上昇率＋実質賃金変動率(2～4年度前の平均)＋可処分所得割合変化率(3年度前)

・68歳になる年度から

＝前年(暦年)の物価上昇率(消費者物価指数の上昇率)と名目手取り賃金変動率の、いずれか低い方

○年金財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）

＝公的年金加入者数の変動率(2～4年度前の平均)－引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)

＋前年度の未調整分（いわゆる繰越分(キャリアオーバー分)、67歳以下/68歳以上 ごとに設定）

(注1) 本稿では変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。

(注2) 年金財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）は、少子化の影響で基本的にマイナス。2016年の法改正で、上記の式で計算した調整率がプラスになった場合はゼロ%に置き換えることになった。

(注3) 本来の改定率が68歳前後で異なるのは、標準の（繰上げや繰下げがない）受給開始年齢が65歳であることを考慮し、64歳時点までの実質手取り賃金変動率（実質賃金変動率(2～4年度前の平均)＋可処分所得変化率(3年度前)）が年金額に反映されるよう、受給開始後でも67歳になる年度までは名目手取り賃金変動率が適用されるため。

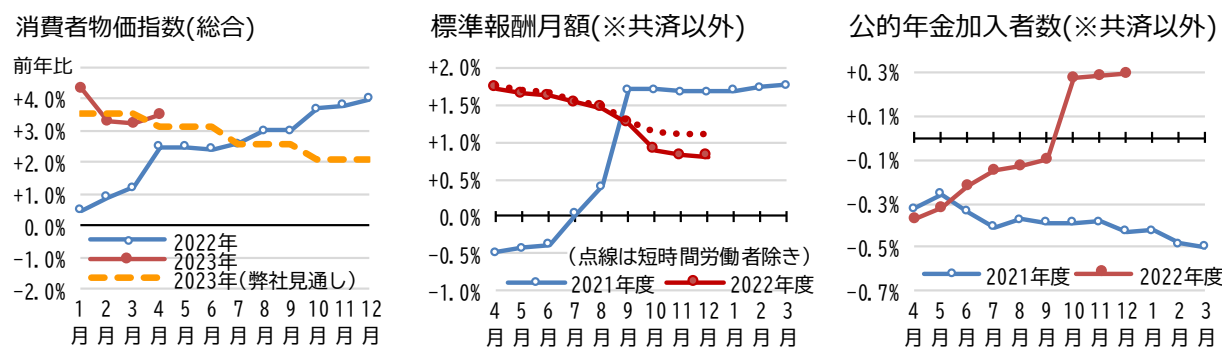
(注4) 前年度の未調整分は、厳密には、68歳になる年度の「前年度の未調整分」には67歳になる年度の「67歳になる年度まで」の未調整分が用いられ、以後は「68歳になる年度から」の未調整分で更新される。

¹ 拙稿「年金額改定の本来の意義は実質的な価値の維持：2023年度の年金額と2024年度以降の見通し(1)」、
「将来世代の給付低下を抑えるため少子化や長寿化に合わせて調整：2023年度の年金額と2024年度以降の見通し(2)」

2 —— 改定に関する指標の動向と見通し：物価は上昇が継続。賃金は前年の反動で大きめの上昇

年金額改定に関する経済動向を確認すると、図表2のようにになっている。

図表2 年金額改定に関する経済動向



(注1) 年金額の改定には共済年金の標準報酬や加入者数も影響するが、月次の状況を把握できないため共済以外を参照した。
(資料) 総務省統計局「消費者物価指数」、厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」(各月)

物価変動率は、2022年12月までの動向が2023年度の改定に反映されており、2024年度の改定に影響する2024年(暦年)の動向は4か月分の実績しか判明していない(図表2の左)。弊社の経済見通し(2022年5月18日公表版、四半期ごと)では、燃料価格の下落の影響でエネルギー価格が下落し、原材料費の上昇に伴う財価格の上昇率が鈍化するものの、賃上げに伴いサービス価格が上昇すると見ている²。5月20日に公表された4月の実績は+3.5%と弊社の4-6月平均の見通しを上回っているが、5月以降は弊社の見通しどおりだと仮定すると、2023年(暦年)の物価上昇率の見通しは+2.9%となる。

賃金変動率は、年金額改定に用いられる賃金が年金保険料や年金額の計算に使う標準報酬であることに加え、性別や年齢構成等の変化の影響を除去して上昇率が計算されるため、正確な把握が難しい。標準報酬の構成要素の大部分を占める標準報酬月額は、通常は4~6月の給与をもとに9月に定時改定されるが、大幅な給与の変化が3か月続けば4か月目から随時改定される。さらに、2020年度から2022年7月分までは、新型コロナ禍による休業手当の支給等を考慮して大幅な変化の翌月の特例改定が認められた³。

現時点で把握可能な標準報酬月額(共済以外)の動向を見ると(図表2の中央)、例年は定時改定が反映される9月に大きな変化が見られるが、2022年度は4月の+1.7%から緩やかに上昇率が縮小する傾向になっている。2022年10月には+0.9%に急落しているが、これは同月から実施された厚生年金の適用拡大の影響とみられる。2022年10月の拡大では、短時間労働者に関する企業規模の要件が社員50人以上から101人以上へと拡大され、士業の個人事業所も新たに対象となった。年金額の改定に使われる賃金変動率の計算では適用拡大の影響が補正されることを考慮して短時間労働者を除いた増加率を見ると(図表2の中央の点線)、2022年10月以降は+1.1%程度で推移している⁴。2023年1月以降の前年

² 斎藤太郎(2023)「2022・2023年度経済見通し(23年5月)」『Weeklyエコノミスト・レター』2023-05-18。

³ 日本年金機構 Web ページ(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0810.html>、最終閲覧2023/5/26)。

⁴ 実際の改定率では適用拡大の影響(短時間労働者では社員101~500人の企業)のみが補正されるが、資料では詳細が不

同月比も2022年12月と同じだと仮定すると、2022年度平均は+1.4%となる。また、標準報酬のもう1つの構成要素である標準賞与（共済以外）は、対象者数が特に多い2022年の6・7・12月の短時間労働者以外の加重平均で前年比+3.3%となっている（図表なし）。

賃金変動率を見込むためには、前述した標準報酬月額(共済以外)と標準賞与(共済以外)以外に、共済年金分の標準報酬月額と標準賞与や、性・年齢構成等の変化の影響の除去も考慮する必要があるが、これらは現時点の公表資料では把握できない。そこで、前述した共済以外の標準報酬月額と標準賞与から、2022年度の標準報酬（月額の12か月分と賞与の合計）の変動率を+1.4%と仮定する⁵。この値は名目の変動率であるため、これを2022年(暦年)の物価上昇率+2.5%で実質化した-1.1%を、2022年度の実質標準報酬の変動率と仮定する⁶。名目の賃金変動率は+1.4%のプラスだが、2022年の大幅な物価上昇率(+2.5%)には及ばないため、実質賃金変動率としてはマイナスになる。

公的年金の加入者（共済以外）の動向を見ると（図表2の右）、2022年度は4月の-0.4%から減少率が徐々に縮小し、前述した適用拡大の影響を受けた10月以降は+0.3%程度の増加に転じている。公的年金加入者の変動率の計算では適用拡大の影響が補正されないため、2023年1月以降の前年同月比も2022年12月と同じだと仮定すると、2022年度平均では±0.0%となる。共済年金の状況は把握できないため、共済以外の動向から、2022年度の公的年金加入者数の変動率を±0.0%と仮定する。

3 —— 年金額改定率の粗い見通し：当面は67歳以下と68歳以上の改定率が同じになる見込み

今後の動向は不透明だが、当面の動向が今後の年金額に影響する過程を確認するために、改定率の粗い見通しを試算した（図表3）。

1 | 2024年度分の改定率の粗い見通し：2年度連続で、増額だが実質的に目減りする見込み

まず、2024年度の本来の改定率の計算過程を確認する（図表3の上段の2024年度の行）。

物価変動率（図表3上段の①の列）は前述した+2.9%(仮定)であり、2023年度の改定率で使われた+2.5%より高い水準になる見込みである。

実質賃金変動率（図表3上段の②の列）は、4年度前がコロナ禍初年度（2020年度）の-0.5%(実績)、3年度前（2021年度）がその反動で上昇した+1.2%(実績)で、2年度前（2022年度）は前述した-1.1%(仮定)であり、この3年度分の変動率の平均を取ると-0.1%となる見込みである⁷。

可処分所得割合変化率（図表3上段の③の列）は、可処分所得という名称が付いてはいるが、具体的には厚生年金の保険料率の引上げに伴う可処分所得の変化を反映するための項目である。厚生年金の保険料率は2017年9月に引上げが終了しているため、ゼロ%である。

本来の改定率の指標となる名目手取り賃金変動率（図表3上段の①+②+③の列）は、物価変動率と

明なため、短時間労働者全体を除いた増加率を参照した。

⁵ 厚生年金の加入者数4558万人のうち共済年金の加入者数は472万人であるため(2022年度)、共済年金を考慮しなくても大きな影響は生じない。なお、2021年度の実質賃金変動率は、同じ方法で計算した値が+1.4%、実績が+1.2%だった。

⁶ 賃金変動率は年度ベースで物価変動率は暦年ベースと両者の時期が食い違う仕組みになっているが、この方法で計算した実質賃金変動率に暦年の物価変動率を掛けて本来の改定率を計算するため、問題はないと考えられる。

⁷ 厳密には幾何平均は掛算による平均。ここでは、 $(1-0.5)\times(1+1.2)\times(1-1.1)$ の3乗根となる（実際には各年度の端数も含めて試算している）。公的年金加入者数の変動率の3年平均（図表3下段の⑤の列）も、同様に幾何平均で計算される。

実質賃金変動率を合計した（厳密には掛け合わせた）+2.7%となる見込みである。

この結果、賃金変動率(+2.7%)が物価変動率(+2.9%)を下回るため、本来の改定ルールは特例に該当する見込みである（図表4の左）。そのため、本来の改定率は、67歳以下も68歳以上も賃金変動率(+2.7%)となる見込みである（図表3上段の④の列）。

年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライドの調整率）のうち当年度分は、公的年金加入者数の変動率から引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)を差し引いた（厳密には掛け合わせた）率である。公的年金加入者数の変動率（図表3下段の⑤の列）は、4年度前（2020年度）と2年度前（2022年度）は±0.0%だが、3年度前にあたる2021年度は-0.3%だったため、3年度の平均は

図表3 年金額改定率の粗い見通し(筆者試算)

○本来の改定率の計算過程

改定の年度	①	②					③	①+②+③	④	
	物価変動率	実質賃金変動率 (性・年齢構成調整後)					可処分所得 割合変化率	名目手取り 賃金変動率	本来の改定率(調整前)	
	前年(暦年)	4年度前	3年度前	2年度前	(3年平均)	3年度前	当年度	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から	
2023年度	+2.5%	+0.1%	-0.5%	+1.2%	+0.3%	±0.0%	±2.8%	+2.8%	+2.5%	
2024年度	+2.9%	-0.5%	+1.2%	-1.1%	-0.1%	±0.0%	+2.7%	+2.7%	+2.7%	
2025年度	+1.5%	+1.2%	-1.1%	-0.3%	-0.1%	±0.0%	+1.4%	+1.4%	+1.4%	
2026年度	+0.8%	-1.1%	-0.3%	+1.1%	-0.1%	±0.0%	+0.7%	+0.7%	+0.7%	

○年金財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）の計算過程

改定の年度	⑤				⑥	⑤+⑥	⑦		⑧		④~⑦の和-⑧	
	公的年金加入者数の変動率 (年度間平均)				平均余命 の伸び率	当年度分 調整率	前年度からの繰越分	調整後の改定率	繰り越す調整率			
	4年度前	3年度前	2年度前	(3年平均)	固定値	当年度	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から	67歳到 年度まで	68歳到 年度から	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から
2023年度	+0.2%	+0.0%	-0.3%	±0.0%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	+2.2%	+1.9%	±0.0%	±0.0%
2024年度	+0.0%	-0.3%	±0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	±0.0%	±0.0%	+2.3%	+2.3%	±0.0%	±0.0%
2025年度	-0.3%	±0.0%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	±0.0%	±0.0%	+0.8%	+0.8%	±0.0%	±0.0%
2026年度	±0.0%	-0.6%	-0.8%	-0.5%	-0.3%	-0.8%	±0.0%	±0.0%	±0.0%	±0.0%	-0.1%	-0.1%

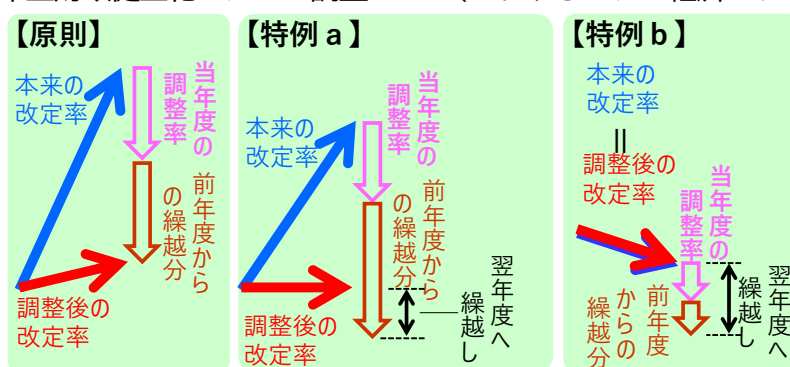
- (注1) 2023年度改定は実績。①物価変動率の2024~2025年度改定と②実質賃金変動率の2025~2026年度改定の2年度前は、ニッセイ基礎研究所の見通し(2023/5/18公表版)。②実質賃金変動率と⑤公的年金加入者数の変動率の2023年度改定の2年度前は、共済以外の2022/12までの実績から仮定(前節参照)。これら以外の仮定は、2020年追加試算のケースVの値。
- (注2) 厳密には、68歳到達年度の前年度からの繰越分には67歳到達年度の「67歳到達年度まで」の繰越分が用いられ、以後は「68歳到達年度から」の繰越分で更新される。このため、未調整分が存在する場合には生年度によって改定率が異なる可能性がある。
- (注3) ⑥平均寿命の伸び率の欄は、計算過程を足し算で示すためにマイナスにした値を載せた。
- (資料) 図表2の資料に加え、斎藤(2023)、厚生労働省年金局(2020)「財政検証詳細結果等(zipファイル)」。

図表4 年金額改定ルールの概略

○本来の改定ルール

	原則	特例
経済状況	賃金 ∨ 物価	賃金 ∧ 物価
本来の改定率		
67歳以下	賃金	賃金
68歳以上	物価	賃金
年金財政への影響	改善方向	中立

○年金財政健全化のための調整ルール(いわゆるマクロ経済スライド)



- (注1) 「67歳以下」は「67歳になる年度まで」、「68歳以上」は「68歳になる年度から」を指す。
- (注2) 「賃金」は名目手取り賃金変動率、「物価」は物価変動率を指す(図表1参照)。

-0.1%となる見込みである。ここから引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)を差し引いた-0.4%が、2024年度の当年度分の調整率となる見込みである。前年度(2023年度)からの繰越分(図表3下段の⑦の列)は、別稿で確認したように±0.0%であるため、2024年度に適用すべき調整率は-0.4%となる見込みである。

年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)の適用は、67歳以下/68歳以上ともに本来の改定率が適用すべき調整率の絶対値を上回るため、適用すべき調整率がすべて適用される見込みである(図表4右の原則)。この結果、実際の年金額に反映される調整後の改定率は、67歳以下/68歳以上ともに+2.3%となり(図表3下段の⑧の列)、翌年度へ繰り越す調整率は67歳以下/68歳以上ともにゼロ%となる見込みである(図表3下段の最右列)。

2 | 2024年度分の改定率(粗い見通し)のポイント：年金の伸びが物価の伸びに追いつかない

2024年度分の改定率の見通しのポイントは、次の3点と言える。

第1のポイントは、2022年度の賃金変動率が、名目ではプラスになるものの物価の伸びを下回るため、実質ではマイナスになる見込みである点である。改定率には3年平均が使われるため2022年度のマイナスの影響は3分の1になるが、平均した値もマイナスとなるため、本来の改定ルールが例外に該当する。この結果、2023年度とは異なり、67歳以下も68歳以上も本来の改定率が物価変動率(+2.9%)よりも低い賃金変動率(+2.7%)になる。

第2のポイントは、年金額の実質的な価値が低下する見込みである点である。本来の改定率は、物価変動率を下回るといってもプラスであるため、年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)が発動される。年金財政の健全化、すなわち将来の給付水準の低下抑制には効果があるが、実際の年金額に反映される調整後の改定率は物価変動率よりも低い本来の改定率からさらに下がるため、受給者には負担感が生じるだろう。

第3のポイントは、2年連続で年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)が完全に発動される見込みである点であるだろう。マクロ経済スライドは発動される機会が少ないという批判もあるが、2019~2020年度に次いで2度目の2年連続発動となる見込みである(図表5)。

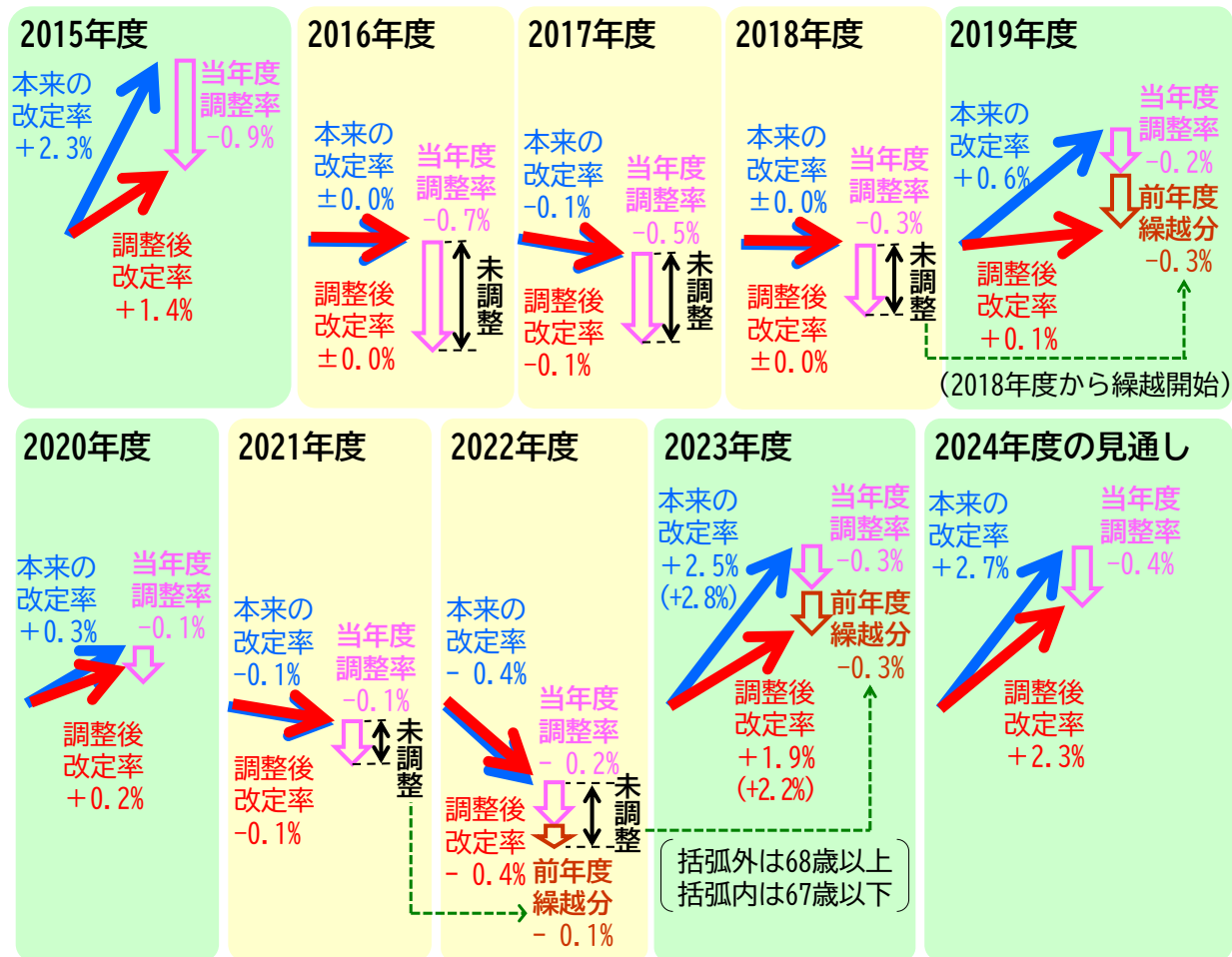
3 | 2025~2026年度分の注目点：年金の目減りが続きつつ、調整の繰越しが発生する可能性

2025~2026年度分の見通しは、値自体にかなりの不確実性を伴うが、改定ルールの適用において次の事象が起こる可能性を示唆している。

第1に、実質賃金変動率の3年平均がマイナスとなる状況が、当面は続く可能性である(図表3上段の②の列)。この結果、前述した2024年度分の見込みと同様に、本来の改定ルールが例外に該当し、67歳以下も68歳以上も本来の改定率が物価変動率より低くなる見込みである。実質賃金変動率の3年平均の見込みは-0.1%であるため状況によってはプラスに転じる可能性もあるが、2023年度の賃上げも同年の物価上昇には及ばない見込みであるため、プラスに転じても小幅にとどまるだろう。

第2に、2026年度には年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)の繰越しが発生する可能性である(図表3下段の最右列)。2023年度の実績や2024年度の見通しでは、物価上昇率が高い影響で調整率がすべて適用され、繰越しが発生しなかった。だが、物価上昇が落ち着いて本来の

図表5 年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)の適用状況のイメージ



(注1) レイアウトの都合で、矢印の大きさは数値の大きさと連動していない。
 (資料) 厚生労働省年金局「年金額改定について」(各年)

改定率が低水準になり、加えて、高齢就労の伸びが落ち着いて調整率の絶対値が大きくなれば、図表4右の特例aに該当して調整率が一部しか適用されず、翌年度への繰越しが発生する可能性が生じる。この状況では、名目の年金額は前年度から据置きになる。

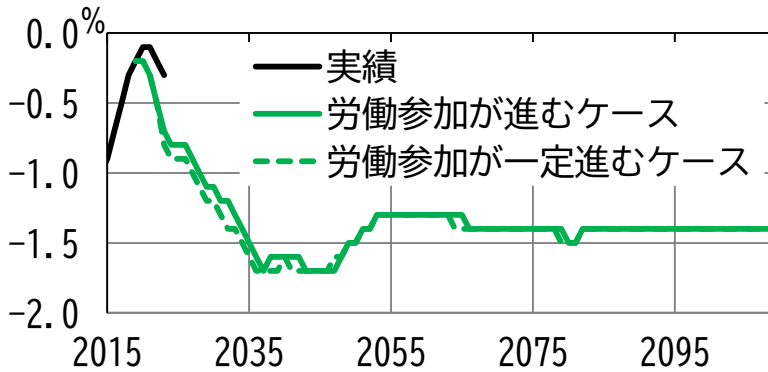
4 | 将来的な留意点：マクロ経済スライドの調整率が-1.5%程度に拡大

2026年度は、繰越分の見込みが-0.1%であるため、状況によっては繰越しが発生しない可能性もある。しかし、長期的には調整率の絶対値が大きくなる見通しであるため、将来的には繰越しが発生する可能性が高まる。

図表6は、厚生労働省が2020年の試算(追加試算)で使用した調整率の見通しである。近年は、60代前半の就労が公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに沿って進んでいる影響で、公的年金加入者の減少が抑えられている。しかし、支給開始年齢の段階的な引上げは、男性が2025年度、女性が2030年度に終わる。高齢就労の伸びが落ち着いて過去の少子化の影響が表面化してくると、調整率は-1.5%程度になる。この状況で物価や賃金の伸びが+1.5%程度を維持できなければ、調整率の繰越しが発生し、繰越分が雪だるま式に増えていく可能性が高まる。

繰越分が大きくなった状況で物価が大幅に上がると、繰越分が一度に適用され、物価が大幅に上がる中で年金の改定率を大幅に抑えることになる。そうなると、年金受給者からの反対や生活に困窮する受給者が増えたり、それに対応しようとする政治的な動き⁸が起きる可能性がある。

図表6 年金財政健全化のための調整率(マクロ経済スライドの調整率)の見通し



(注1) いずれも、特例や前年度からの繰越しを考慮していない値。
 (資料) 厚生労働省年金局(2020)「財政検証詳細結果等(Zipファイル)」。

4 — 総括：目減りは2024年度以降も続くが、2026年度には調整率の繰越しが発生する可能性

本稿では、別稿で確認した年金額改定のルール(図表1)が、2024年度分以降の改定でどのように機能するかを展望した。その要点は、次のとおりである。

- 2024年度の改定に関する物価や賃金の変動率はプラスになる見通しだが、賃金の伸びが物価の伸びを下回る見込み。
- その結果、2024年度の改定率は67歳以下と68歳以上ともに+2.3%となり、名目では増額だが、実質的には-0.4%の目減りになる見込み。
- 2025~2026年度は、実質賃金変動率の3年平均がマイナスとなる状況が続き、67歳以下と68歳以上の改定率が揃って、物価の伸びを下回る見込み。
- 特に2026年度は、物価上昇の落ち着きにより年金財政健全化のための調整(マクロ経済スライド)が特例に該当し、名目の年金額が据え置かれ、調整率の繰越しが発生する見込み。
- 将来的には、高齢就労の伸びが落ち着いて調整率が-1.5%程度に達し、調整率繰越しの可能性が高まる見込み。

今度の動向は不透明だが、将来の状況を想像したうえで、個人の対応策を検討したり、制度改正を議論することが必要だろう。

⁸ 2022年3月には、物価が1%ほど上昇する中で2022年度の改定率が-0.4%となったことを背景に、与党から年金生活者等を対象にした5000円程度の臨時特別給付金の支給が提言された。最終的には、給付金の支給は見送られた。